

令和2年12月18日
独立行政法人造幣局

職員への懲戒処分について

独立行政法人造幣局は、当局職員に対し下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処 分 日： 令和2年12月18日
2. 所属・役職： さいたま支局貨幣課 主任
3. 処分内容： 停職1年
4. 事案の概要： 当該職員（男性・40歳代）は、勤務するさいたま支局庁舎内の女子トイレに複数回にわたって侵入し、使用済みの衛生用品を窃取した。
5. その他： 当該職員は、処分日付けで辞職。

以上

| | |
|---------|--|
| 連絡・問合せ先 | 独立行政法人造幣局 さいたま支局総務課 広 報 室 長 福本 周五 |
| 電話（直通） | 048-645-5915 |